

新型コロナウイルス感染症に関連したご案内等について(4月28日付)

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、当社商品における給付金・保険金および付帯サービスに関するご案内、ならびに保険料のお払込みに関する特別お取扱い等について、以下のとおりお知らせします。

1. 給付金・保険金のお取扱いについて

(1) 給付金

<入院給付金等>

新型コロナウイルス感染症と診断され、臨時施設(病院と同等とみなせる施設)、または宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養している場合は、「入院」として取扱い、医師の証明書等をご提出いただくことで入院給付金等の支払い対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療機関の事情等により、入院が必要にもかかわらず、臨時施設または宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養している場合は、「入院」として取扱い、医師の証明書等をご提出いただくことで入院給付金等の支払い対象となります。

<通院給付金>

新型コロナウイルス感染症またはその他の傷病において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療機関の事情等により、医療機関への通院に代えて、オンライン診療または電話診療を受けられた場合、医師の証明書等をご提出いただくことで、そのオンライン診療または電話診療も通院給付金の支払い対象となります。

(2) 保険金

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合には、疾病による死亡保険金の支払いに加え、災害割増特約の災害割増保険金および傷害特約の災害保険金等についても支払い対象となります。

※ 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へ位置づけが変更されましたが、(1) 給付金および(2) 保険金のお取扱いに変更はありません。(団体保険も同様です。)

2. 付帯サービスへのご相談について

当社商品のご契約者等※1向け専用サービスである「メディカルサポートサービス」※2では、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っております。

(https://www.dai-ichi-life.co.jp/contractor/medical/html/service/hotline/index_before_login.html)

※1 ご契約者・被保険者の方、およびそのご家族全員、法人契約の被保険者となっている役員ご本人が対象(ただし、財形保険のみ、企業保険のみのご契約者さまはご利用できません)。

※2 提携企業である(株)保健同人社より提供しております。

3. 保険料のお払込みに関する特別お取扱い等について

令和3年4月 政府による「緊急事態宣言」の対象地域※1にお住まいのお客さまを対象に以下の特別お取扱いを実施させていただきます。

※1 2021年4月23日発令の緊急事態宣言対象地域は、東京都、京都府、大阪府、兵庫県となります。今後、対象地域が拡大した場合は、同地域も本特別お取扱いの実施対象となります。

(1) 保険料のお払込みに関する特別お取扱いについて

保険料をお払込み中のご契約でお払込みが困難な場合に、新規に特別お取扱いのご利用を希望されるお客さま※2からのお申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月延長させていただきます。

お申し出に際しては、インターネット上でのご契約者専用サイト・「健康第一アプリ」からお手続きいただけるようになっております。(2021年5月14日よりサービス提供予定)

「健康第一アプリ」を初期設定いただくと、その後は、ID・パスワードを入力することなく、生体認証のみでいつでもご契約者専用サイトをご利用いただけますので、ご活用ください。

※2 既に保険料のお払込みに関する特別お取扱いをご利用中のお客さまについては、その特別取扱いの一環としてお客さまからのお申し出により、保険料のお払込みを再度猶予させていただきます。

(2) 保険契約の失効に関する特別お取扱いについて

契約者貸付を受けられているご契約や立替金(保険料自動貸付)がすでに適用になっているご契約で、貸付金・立替金返済のお手続きができないことにより失効(いわゆるオーバーローン失効)する場合、お客さまからのお申し出により、最長2021年10月末日まで失効を猶予させていただきます。

4. 保険金、給付金、解約返還金等に関するお手続きについて

お客さまや入院先の医療機関の状況に応じて、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

5. 企業向け融資の特別お取扱いについて

当社の企業向け融資をお受けいただいているお客さまを対象に、個別の事情を勘案のうえ、利息のお支払や元金のご返済時期の延長などにつき、ご相談に応じます。

【お客さまからのお問い合わせ先】

第一生命コンタクトセンター 0120-157-157

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、日曜日を受付停止とさせていただきます。